

令和6年3月八幡平市教育委員会定例会

日 時 令和6年3月22日(金)
午後2時00分から
場 所 八幡平市役所3階大会議室

次 第

- 1 開 会
- 2 教育長あいさつ
- 3 報告事項
 - (1)各課から報告
 - ① 教育総務課
 - ② 教育指導課
 - ③ 文化スポーツ課
- 4 付議する事件
 - (1)議案第1号 八幡平市立学校給食費に関する規則の一部改正について
 - (2)議案第2号 令和6年度八幡平市学校教育の方針について
 - (3)議案第3号 八幡平市教育委員会職員の人事異動について
- 5 その他
- 6 閉 会

会議名 令和6年3月八幡平市教育委員会定例会

日時 令和6年3月22日(金)
午後2時00分から 時 分まで

場所 八幡平市役所3階大会議室

出席者 教育長 星 俊也
委員 羽沢 憲英
委員 宮野 朋士
委員 松田 育恵
委員 小野 永喜

説明員 教育総務課長兼学校給食センター所長兼図書館長 遠藤 幸宏
教育指導課長兼教育研究所長 柏 英保
文化スポーツ課長 関 貴之

事務局 教育総務課長補佐兼学校給食センター副所長兼図書館副館長 羽澤 りち子

傍聴人 人

八幡平市教育委員会行事報告

令和6年2月定例会終了後から令和6年3月定例会まで

| 月 日 | 行事等の内容 | 場 所 | 担当課等 |
|-----------------------|--------------------------|-----------------------------|------------|
| 2月20日(火)～ 3月19日(火) | 市議会第1回定例会 | 議場 | 総務課 |
| 2月29日(木) | 安代中学校学校運営協議会 | 安代中学校 | 教育総務課 |
| 3月1日(金) | 平館高等学校卒業式 | 平館高校 | 教育総務課 |
| 3月4日(月) | 臨時校長会議 | 市役所大会議室 | 教育総務課 |
| | 自殺対策庁内連絡会 | 市役所庁議室 | 健康福祉課 |
| 3月5日(火) | 被災地支援派遣報告会 | 市役所庁議室 | 総務課 |
| 3月7日(木) | 能登半島地震に係る職員派遣出発式 | 市役所応接室 | 総務課 |
| | 第2回学校給食センター運営委員会 | 市役所大会議室 | 西根地区給食センター |
| 3月9日(土) | ハロウ校主催スキー大会 | 安比高原スキー場 | 教育総務課 |
| 3月13日(水) | 卒業証書授与式 | 西根中・西根一中・松尾中・安代中 | 教育総務課 |
| 3月15日(金) | 卒業証書授与式 | 平館小・寺田小 | 教育総務課 |
| | 市制施行20周年ロゴマーク優秀賞受賞記念品贈呈式 | 応接室 | 総務課 |
| | 第6回人事異動等調整会議 | サンセール盛岡 | 教育総務課 |
| 3月16日(土) | 卒業証書授与式 | 平笠小学校 | 教育総務課 |
| 3月19日(火) | 卒業証書授与式 | 大更小・田頭小・松野小・寄木小・柏台小・安代小・田山小 | 教育総務課 |
| 3月21日(木) | 安代地区小中一貫教育検討委員会 | 教育長室 | 教育指導課 |
| 3月22日(金) | 3月教育委員会定例会 | 市役所大会議室 | 教育総務課 |
| | 教職員管理職辞令交付式 | | |
| | 教職員管理職送別会 | 八幡平ハイツ | |

八幡平市教育委員会行事計画

令和6年3月定例会終了後～令和6年4月30日まで

| 月 日 | 行事等の内容 | 場 所 | 担当課等 |
|----------|----------------------------|------------------------------|----------|
| 3月25日(月) | 学校安全互助会理事会 | 岩手県民会館 | 教育総務課 |
| 3月27日(水) | 地域おこし協力隊活動報告会 | 市役所多目的ホール | まちづくり推進課 |
| 3月29日(金) | 退職辞令交付式 | 市役所大会議室 | 総務課 |
| 4月1日(月) | 八幡平市職員辞令交付式 | 市役所大会議室 | 総務課 |
| | 教育委員会辞令交付式 | | 教育総務課 |
| | 八幡平市教職員着任式 | | 教育総務課 |
| 4月2日(火) | 児童生徒支援員辞令交付式 | 市役所大会議室 | 教育総務課 |
| | 八幡平市行政連絡員会議 | 市役所多目的ホール | まちづくり推進課 |
| 4月3日(水) | 八幡平市交通指導隊員・防犯隊員委嘱状交付式 | 市役所多目的ホール | 防災安全課 |
| 4月4日(木) | 消防団辞令交付式 | 市役所多目的ホール | 防災安全課 |
| 4月5日(金) | 入学式 | 平笠小・安代小・田山小・西根中・西根一中・松尾中・安代中 | 教育総務課 |
| 4月6日(土) | 入学式 | 大更小・松野小・寄木小 | 教育総務課 |
| 4月8日(月) | 入学式 | 田頭小・平館小・柏台小 | 教育総務課 |
| 4月9日(火) | 黄色い羽根街頭配布 | 大更小学校 | 防災安全課 |
| | 入学式 | 寺田小、平館高校 | 教育総務課 |
| | 新規採用職員研修教育長講話 | 市役所ミーティング室 | 総務課 |
| | 市校長会議 | 市役所多目的ホール | 教育指導課 |
| 4月10日(水) | 市副校長会議 | 市役所多目的ホール | 教育指導課 |
| 4月12日(金) | 教職員初任者研修 | 市役所大会議室 | 教育指導課 |
| | 岩手地区校長会定期総会 | サンセール盛岡 | 教育総務課 |
| 4月13日(土) | 消防関係者歓送迎会 | 西根地区市民センター | 防災安全課 |
| 4月14日(日) | 八幡平市スポーツ少年団結団式 | 八幡平市総合運動公園体育館 | 文化スポーツ課 |
| 4月15日(月) | 第1回盛岡教育事務所管内教育振興協議会理事会・幹事会 | サンセール盛岡 | 教育総務課 |
| | 管内教育長会議、管内校長会議 | サンセール盛岡 | 教育総務課 |
| 4月16日(火) | 市議会臨時会 | 議場 | 総務課 |
| | 第1回市教育研究所運営委員会 | 市役所大会議室 | 教育指導課 |

八幡平市教育委員会行事計画

令和6年3月定例会終了後～令和6年4月30日まで

| 月 日 | 行事等の内容 | 場 所 | 担当課等 |
|---------------------------|--------------------------------------|-----------|---------|
| 4月18日(木) ～ 4月19日(金) | 東北都市教育長協議会定期総会・研修会 | 宮城県大崎市 | 教育総務課 |
| 4月23日(火) | 市学校警察生徒指導連絡協議会総会 | 市役所大会議室 | 教育指導課 |
| 4月24日(水) | 第1回ICT推進協議会、第1回県教育委員会と市町村教育委員会との意見交換 | サンセール盛岡 | 教育総務課 |
| 4月25日(木) | 第1回ヒルクライム実行委員会 | 市役所多目的ホール | 文化スポーツ課 |
| | 4月教育委員会定例会 | 市役所大会議室 | 教育総務課 |
| | 市教職員管理職歓迎会 | いこいの村岩手 | 教育総務課 |
| 4月26日(金) | 八幡平市市政懇話会 | 市役所多目的ホール | 企画財政課 |

議案第1号

八幡平市立学校給食費に関する規則の一部改正について

八幡平市立学校給食費に関する規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり決定したいので委員会の議決を求める。

令和6年3月22日提出

八幡平市教育委員会教育長 星 俊也

提案理由

年間給食日数の変更に伴い、所要の整備をしようとするものである。

八幡平市立学校給食費に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年 月 日

八幡平市長 佐々木 孝 弘

八幡平市規則第 号

八幡平市立学校給食費に関する規則の一部を改正する規則

八幡平市立学校給食費に関する規則（平成17年八幡平市規則第184号）の一部を次のように改正する。

別表第2小学校（教職員等を含む。）の項中「44,275円」を「43,516円」に、「4,275円」を「4,516円」に、「4,000円」を「3,900円」に、「175日」を「172日」に改め、同表中学校（教職員等を含む。）の項中「48,300円」を「46,920円」に、「5,300円」を「4,920円」に、「4,300円」を「4,200円」に、「175日」を「170日」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

八幡平市立学校給食費に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

資料

| 現 行 | | | | | 改 正 後 | | | | |
|---------------|---------|-------------|---------------------------|----------------|---------------|---------|-------------|---------------------------|----------------|
| (略) | | | | | (略) | | | | |
| 別表第2 (第4条関係) | | | | | 別表第2 (第4条関係) | | | | |
| 区分 | 給食費年額 | 各納期別納付額 | | 給食日数 (基準日数) | 区分 | 給食費年額 | 各納期別納付額 | | 給食日数 (基準日数) |
| | | 1期分 (5月) | 2期分から11期分まで (6月から3月まで) | | | | 1期分 (5月) | 2期分から11期分まで (6月から3月まで) | |
| 小学校(教職員等を含む。) | 44,275円 | 4,275円 | 4,000円 | 175日 | 小学校(教職員等を含む。) | 43,516円 | 4,516円 | 3,900円 | 172日 |
| 中学校(教職員等を含む。) | 48,300円 | 5,300円 | 4,300円 | 175日 | 中学校(教職員等を含む。) | 46,920円 | 4,920円 | 4,200円 | 170日 |
| (略) | | | | | (略) | | | | |

議案第2号

令和6年度八幡平市学校教育の方針について

令和6年度八幡平市学校教育の方針について、別紙のとおり決定したいので委員会の議決を求める。

令和6年3月22日提出

八幡平市教育委員会教育長 星 俊也

提案理由

令和6年度八幡平市学校教育の方針を決定しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

I 八幡平市学校教育の方針

少子化・人口減少、グローバル化の進展、地球規模課題など、様々な社会課題が存在する中、Society 5.0 を見据え、これからの社会を展望する上で、教育の果たす役割はますます重要となっている。これからの社会を考えたとき、教育は社会をけん引する駆動力の中核を担う営みであり、一人一人の豊かで幸せな人生と社会の持続的な発展に向けて極めて重要な役割を有している。

そのような中、学校には、児童生徒の学びの保障や、いじめ防止対策などの今日的な課題の解決、現行の学習指導要領の着実な実施、社会に開かれた教育課程の実現、教育のICT化に向けた環境整備など、大きな変革が求められている。

また、学校は学習機会と学力を保障するという役割のみならず、様々な体験を通じて全人的な発達・成長を促す役割や、身体的、精神的な健康を保障する福祉的な役割をも担っている。

岩手県教育委員会は、令和元年度に「岩手県教育振興計画」を示し、「学びと絆で、夢と未来を拓き、社会を創造する人づくり」という基本目標を掲げ、児童生徒一人一人に寄り添った支援に取り組むとともに、災害の教訓を次世代へ継承する「いわての復興教育」の一層の推進や、社会教育施設の復旧、学校・家庭・地域の協働によるコミュニティの再生などに取り組んでいる。

八幡平市教育委員会としても、「第2次八幡平市総合計画基本構想」の基本方針に掲げている「心身ともに健康で活力に満ちたまちづくり」を基本に据えて、国、県の動静と呼応しながら、「八幡平市だからこそできる教育、やるべき教育」という視点を踏まえ、保護者や地域と連携し「八幡平市の次代を担う人づくり」の実現を目指し、教育・文化的活動の充実に努めていきたいと考えている。

現行の学習指導要領においては、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の3つの資質・能力を確実に身に付け、「『生きる力』、すなわち知、徳、体のバランスのとれた力をより一層育むこと」と「社会に開かれた教育課程の実現」が求められている。

その理念を受け、令和6年度においては、本市の学校教育方針である「豊かな人間性と創造性に富み、社会の変化に主体的に対応し、未来を切り拓いていくことのできる心身ともに健全な児童生徒の育成」を目指し、学校教育の目標として3つの子ども像を掲げるとともに、8つの学校教育指導の重点を設置し、八幡平市の教育の充実・発展に努めるものである。

【学校教育の方針】

豊かな人間性と創造性に富み、社会の変化に主体的に対応し、未来を切り拓いていくことができる心身ともに健全な児童生徒の育成

【学校教育の目標】

- 心身ともに健康で、粘り強い子ども・・・心の教育の推進と体力の向上
- 学習に励み、勤労を尊ぶ子ども・・・学力の向上、勤労観の育成
- 郷土を愛し、大切にしている子ども・・・地域理解と国際交流の推進

【学校教育指導の重点】

- 1 学力保障 —「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指す学習指導の充実—
- 2 心の教育 —豊かな心を育てる教育の充実—
- 3 体力向上 —体力・運動能力の向上と健康の保持増進—
- 4 英語教育 —国際交流を見据えた英語力の向上
- 5 防災教育 —防災・安全意識の向上を図る教育の充実—
- 6 キャリア教育 —「総合生活力」・「人生設計力」を高める教育の充実—
- 7 特別支援教育 —一人一人のニーズに応じた指導・支援の充実—
- 8 地域との連携・協働 —地域理解の推進と「地域とともにある学校」の実現—

Ⅱ 八幡平市学校教育指導の重点

国や県の方針や事業との関連を図りながら、次の1～8を、市教育研究所事業や各校の教育活動に具体的に位置付け、各学校への指導・支援を行う。

1 学力保障 —「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指す学習指導の充実—

(1)「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の取組を推進し、生きて働く知識及び技能の習得と未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等の育成、及び学びを生かそうとする力の育成を図る。

その際、「いわての授業づくり3つの視点」を意識した授業づくりを行う。

ア 単位時間の授業や単元等の学習のまとめりごとに、育成を目指す資質・能力を児童生徒の姿で具体化する。(目標と評価規準の明確化)【視点1】

イ 児童生徒の気づきや考え、興味・関心から問いを引き出しながら、必然性のある学習課題を設定する。【視点1】

ウ 児童生徒が各教科等における「見方・考え方」を働かせながら、主体的に課題解決に取り組めるような学習活動を充実させる。【視点2】

エ つまづきを想定して学習活動、支援方法を計画し、児童生徒が粘り強く取り組めるようにする。【視点2】

オ 単位時間の授業や単元等の学習のまとめりごとに、学習内容や学習方法、課題解決の過程等、学んだことを自覚できるよう促す。【視点3】

カ 評価問題や、児童生徒の自己評価・相互評価等により、児童生徒が達成感や学習内容の有用感を得られるようにする。【視点3】

キ 校内研修に位置付けた教員相互の授業参観に取り組む。

(2) 校内研究（校内研修）・中学校区連携・同校種間連携の充実を図る。

ア 県学調・全国学調等の問題の一部を全教員で解いてみる時間を設定する。

イ 県学調の「集計・分析シート」の内容等から、学習に関する状況や課題を全教員で共有し、学校として組織的に課題の分析や指導方法の改善等に取り組む。

ウ 「令和6年度確かな学力育成プラン」に記載した調査結果の分析内容や目標設定、取組計画などについて、全教員で共有し、指導改善に向けて活用する。

エ 中学校区で課題を共有し、小中学校9年間での学びを意識した取組を行う。

(3) 児童生徒の学力や学級集団における満足度等の実態を把握し、授業改善や学級経営に活かす。

ア 小学校4・5年生と中学校1・2年生で標準学力検査（NRT）を実施する。

イ 小学校4年生と中学校1年生で知能検査を実施する。

ウ 小学校4年生と中学校1年生で学級集団調査を年2回実施する。

(4) 家庭学習の充実を通して学習習慣の確立を図る。

ア 「自学のすすめ」（教育委員会作成）の定期的な発行を通して、家庭への啓蒙を図る。

イ 授業内容の定着につながる課題や発展的な課題を計画的に提供する。

ウ 小・中学校が連携した家庭学習の取組を継続・推進する。

エ 教育振興運動の取組（読書活動、ゲーム・スマホ利用など）との連携を図る。

(5) ICT機器等を活用し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現を図る。

ア 各種研修を通じて、教職員がICT機器等を活用できるための資質・能力等を身に付け、ICT活用指導力の向上を図る。

イ 児童生徒の情報活用能力を系統的に育てるとともに、タブレット端末の家庭への持ち帰りなど、家庭での学習の充実を図る。

ウ ICT機器等を「主体的・対話的で深い学び」の実現のに向けた授業改善に活かせるように、教育研究所や校内研修等において実践的な研究に取り組む。

エ 不登校等の児童生徒については、ICTを活用し、自宅等において多様な教育機会を確保し、個々の状況に応じた支援を行う。

2 心の教育 —豊かな心を育てる教育の充実—

(1) 道徳教育を計画的に推進し、道徳科の授業の充実を図る。

ア 自分の考えを基に話し合ったり書いたりするなどの言語活動を充実させ、「自分ごと」として、多面的・多角的に考え議論する道徳へと転換を図る。

イ 指導のねらいに即して、問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習等を適切に取り入れるなど、指導方法を工夫する。

ウ 評価に当たっては、学習活動において児童生徒がより多面的・多角的な見方へと発展しているか、道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているかという観点を重視する。

(2) 児童生徒一人一人が自己指導能力を身に付けることができる指導を心がける。

- ア 児童生徒一人一人の学級集団や人間関係に関する状況を的確に把握する。
- イ 生徒指導の実践上の視点である「自己存在感の感受」「自己決定の場の提供」「共感的な人間関係の育成」「安全・安心な風土の醸成」に努める。
- ウ 信頼とルールに支えられた自律的で協力的な学級づくりを進める。
- エ 「学校いじめ防止基本方針」に基づき、全職員で組織的に対応し、いじめの未然防止、早期発見・適切な対処に努める。
- オ いわて「いじめ問題」防止・対応マニュアル等を活用し、いじめに対する感度を上げることや、適切な対処等についての理解に努める。

(3) 不適応児童生徒への継続的な対応を心がける。

- ア 校内の教育相談及び生徒指導体制を整備し、不適応児童生徒出現の未然防止、早期発見・適切な初期対応に努める。
- イ 長期欠席児童生徒の状況を的確に把握するとともに、校内で定期的に検討会議を開き、学校として組織的に対応するとともに、関係機関との連携を図る。
- ウ 必要に応じて市適応指導教室を活用し、不登校児童生徒の精神的な安定を図り、集団生活への適応力を高め、学校復帰に向けたエネルギーが湧くように継続して働きかける。
- エ 市教育相談員と連携し、当該児童生徒の担任及び保護者の相談に応じる。

(4) JRC（青少年赤十字）活動を推進する。

- ア 児童生徒の主体性を育み、自律的な生活態度を養うために、「気づき」「考え」「実行する」という態度目標の実現を図る。
- イ 日常の教育活動をJRCの目標と結び付けることで、JRC活動を学校の文化として位置付ける。

(5) 読書活動を積極的に推進する。

- ア 学校図書館司書と連携し、学校図書館の「読書センター機能」、「学習センター機能」、「情報センター機能」の充実を図る。
- イ 発達段階に合わせた家庭読書に積極的に取り組むことで、生活の中に読書が位置付くように働きかける。

(6) 情報モラル指導を充実させる。

- ア 市学校警察生徒指導連絡協議会作成の「インターネット利用のガイドライン」を活用し、携帯電話、インターネット端末とそれを使った情報の取り扱いについて指導を行う。
- イ 情報モラルに係る授業や学習会を継続して実施することで、児童生徒及び保護者の意識啓発を図る。

3 体力向上 ー体力・運動能力の向上と健康の保持増進ー

(1) 体力・運動能力の向上を図る。

- ア 体力・運動能力調査を実施し、体位・体力の実態を的確に把握するとともに、情報を共有し、体力・運動能力向上のための目標を設定する。
- イ 「60（ロクマル）プラスプロジェクト」を推進するため、業間・課外・授業、および家庭生活の中で継続的かつ目的的な運動習慣の形成に向けた取組を実施する。
- ウ 部活動の活動方針（ねらい・指導体制・活動時間等）について、校内で共通理解を図り徹底するとともに、保護者、外部指導者との情報の共有や交流を密にし、部活動の適正化を図る。

(2) 食育の推進を図る。

- ア 給食指導を通して、正しい食事の在り方や望ましい食習慣の定着を図る。
- イ 給食センターの栄養教諭と連携を図りながら、積極的に食育を推進する。

(3) 保健指導の充実を図る。

- ア 「思春期保健事業」を活用し、心の健康、生活習慣病等の指導を行う。
- イ 肥満予防のための取組、性に関する指導、むし歯予防に対応した保健指導を継続的に実施する。

4 英語教育 ー国際交流を見据えた英語力の向上ー

(1) 小・中学校の外国語活動・外国語及び英語科の円滑な接続等について研修し、教員の指導力及び児童生徒の英語力の向上を図る。

- ア 諸調査（中1英語確認テスト等）の結果・分析により、教員自身の指導について振り返り、授業改善に努める。
- イ 中学生の「英語の授業が分かる」の指標を、県平均と同レベルに改善する。
- ウ 市内中学生の実用英語検定の受験を促進する。（検定料1回分を補助する。）
 - ① 中学校卒業段階で「英検3級以上相当の英語力」を有する生徒の割合50%を目指す。
 - ② 90%以上の生徒が実用英語検定を受験することを目指す。
- エ 小中連携を意識した英語教育の充実を図る。

(2) ハロウ・インターナショナルスクール安比ジャパンの生徒との交流を通して、国際理解への関心を高めると同時に、英語学習に対する意欲を喚起する

- ア 八幡平の良さや、コミュニケーションの楽しさを実感したり、異文化理解等などが進んだりしていくような単元づくりを行う。
- イ 交流を契機に、日常生活における英語の役割を見直すとともに、積極的に学び、活用しようとする態度を養う。

5 防災教育 —防災・安全意識の向上を図る教育の充実—

(1) 防災教育を計画的に推進し、防災・安全意識の向上を図る。

- ア 「いわての復興教育」及び八幡平市防災教育カリキュラムを中心に、具体的な取組を積み重ねることで防災教育の充実を図り、多様な自然災害の発生時に自ら判断し、主体的に行動できる力を育成する。
- イ 岩手山の噴火等を想定し、八幡平市防災計画等に基づき、各学校の危機管理マニュアルを見直し、実態を踏まえた適切な避難訓練や、火山防災副読本を活用した防災教育に取り組む。
- ウ 地域の防災活動への児童生徒の参加を、積極的に推奨するとともに、家庭・地域に防災教育の取組を積極的に発信する。

6 キャリア教育 —「総合生活力」・「人生設計力」を高める教育の充実—

(1) 計画的・継続的・組織的なキャリア教育を推進する。

- ア 教育活動全体で計画的・継続的・組織的にキャリア教育に取り組むために全体計画、年間活動計画を作成する。
- イ 中学校区で連携したキャリア教育の取組を推進する。
- ウ 「キャリア・パスポート」を活用し、キャリア教育の推進を図る。

(2) 学びの意義や目的を実感させる。

- ア 小学校では、きまりを守ることや働くことの大切さを感じることができるようになる。
- イ 中学校では、職業観や勤労観の育成を図り、将来の目標に向かって努力することや学習することの大切さについて実感することができるようになる。

(3) 地域と連携して職場や人材の活用を図る。

- ア 次代の地域の担い手の育成のため、農（みのり）と輝（ひかり）の視点から、地域を見つめ、地域のよさを実感できる体験活動や地域での交流活動を推進する。
- イ 中学校では、2日以上職場体験を位置付ける。
- ウ 地域の方を積極的にキャリア教育のアドバイザーとして活用する。

7 特別支援教育 —一人一人のニーズに応じた指導・支援の充実—

(1) 特別な支援を必要とする児童生徒の学習を保障する。

- ア 特別支援学級在籍、通級指導教室通級児童生徒及び通常学級に在籍し校内の教育支援委員会の対象の児童生徒の個別の支援ファイル（個別の指導計画、個別の支援計画）を作成する。
- イ 一人一人の実態に応じた特別の教育課程を編成し、自立に向けた指導を行う。
- ウ ひかり・みのりサポート支援員と連携し、適切な指導・支援の充実を図る。

(2) 特別支援教育に対する理解を深める。

- ア 特別支援教育相談員による個別検査を随時実施し、配慮を必要とする児童生徒、未就

学児の特性を適確に把握し、学校・園等の指導に活かす。

- イ 特別支援教育に係る校内研修を実施し、対象児童生徒に対する見取りや指導・指導の手立ての理解を深める。
- ウ 職員会議等の場で、対象児童生徒について教職員間の共通理解を図る。
- エ ひかり・みのりサポート支援員の研修を実施し、支援の質の向上を図る。

(3) 特別支援に係る教育相談の場を確保する。

- ア 配慮を必要とする児童生徒の保護者が抱える悩みに対し、特別支援教育相談員や教育相談員が対応し、適切に助言を行う。
- イ 年2回の市教育相談会を実施する他、関係機関と連携し、就学に悩みをかかえる保護者に対応する。
- ウ みたけゆいネット（盛岡みたけ支援学校）の教育・療育相談・研修会支援を活用する。

8 地域との連携・協働 —地域理解の推進と「地域とともにある学校」の実現—

(1) 地域の自然や歴史、伝統・文化に対する理解を深め、八幡平市の「よさ」を実感させることで、郷土を愛し、大切にしている心情を育成する。

- ア 地域の自然を知るために、観察・調査・保護等の活動を実施する。
- イ あいさつ運動や交通安全、防犯、防災など地域と連携した教育活動を推進する。
- ウ 地域の行事等に積極的に参加することで、地域の一員としての意識を育てる。

(2) 八幡平市「地域とともにある学校」づくり推進プランの実現に向けて、「学校運営協議会制度」（コミュニティ・スクール）を活用し、保護者、地域と連携・協働した学校経営を推進する。

- ア 各校の実態と地域の実状に合わせた「学校運営協議会」を運営し、各学校の特色や地域の良さを活かしながら教育的効果を高める。
- イ 学校運営協議会において、校長が作成した学校経営方針について説明し、承認を得る。
- ウ 「まなびフェスト」をもとに、学校運営協議会における「熟議」を通して保護者や地域住民と、学校の課題や目標を共有し、協働体制の構築・強化を図る。
- エ 「まなびフェスト」に基づいた学校評価（自己評価、学校関係者評価）を実施し、今後の改善方策について見直しを行い、目標設定や取組の改善に反映させる。

議案第3号

八幡平市教育委員会職員の人事異動について

八幡平市教育委員会職員の人事異動について、別紙のとおり委員会の議決を求める。

令和6年3月22日提出

八幡平市教育委員会教育長 星 俊也

提案理由

令和6年度定期人事異動をしようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

令和6年4月1日付け人事異動内示

教育委員会部局の異動

| 異動後 | | 氏名 | 異動前 |
|-------------------|--------------------|-------|-------------------|
| 所属名 | 職名 | | |
| 教育委員会事務局 教育総務課 | 課長兼学校給食センター所長兼図書館長 | 坂本 讓 | 市民課長補佐 |
| | 主任 | 関本 英好 | 暫定再任用 |
| | 主事 | 工藤 俊太 | 会計課主事 |
| 教育委員会事務局 教育指導課 | 課長兼教育研究所所長 | 田代 英樹 | 岩手県教育委員会(盛岡教育事務所) |
| 西根地区学校給食 センター | 係長 | 村井 伸地 | 西根地区市民センター係長 |
| 図書館 | 主任 | 高橋 順子 | 教育総務課主任 |

教育委員会部局からの出向

| 異動後 | | 氏名 | 出向前 |
|------|--------------|-------|-----------------|
| 部局名 | 所属名・職名 | | |
| 市長部局 | 税務課主任 | 伊藤 麻美 | 教育委員会事務局教育総務課主任 |
| | 市民課環境衛生係長 | 工藤 晴彦 | 西根地区学校給食センター係長 |
| | 西根地区市民センター主査 | 松尾 茂 | 図書館主査 |

教育委員会部局の退職者(令和6年3月31日付)

| 所属名・職名 | 氏名 | 摘要 |
|------------------------|-------|----------------|
| 教育総務課長兼学校給食センター所長兼図書館長 | 遠藤 幸宏 | |
| 教育指導課長兼教育研究所長 | 柏 英保 | 岩手大学教育学部教育学研究科 |